

業 務 設 計 書

業 務 名	令和7年度 下関市高潮ハザードマップ作成業務
-------	------------------------

下 関 市

業 務 設 計 書

	課 長	課長補佐	主 任	係 員	検 算	設 計 者

施 工 年 度	令和7年度
---------	-------

業 務 名	令和7年度 下関市高潮ハザードマップ作成業務
-------	------------------------

履 行 場 所	下関市 市内一円
---------	----------

業 務 概 要	
	高潮ハザードマップ作成業務 一式

委託業務完成期日	令和8年3月27日
----------	-----------

設 計 金 額 (元設計金額)	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
--------------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---

変 更 設 計 額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
-----------	---	---	---	---	---	---	---	---	---

精 算 見 込 額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
-----------	---	---	---	---	---	---	---	---	---

設 計 用 紙

下 関 市

直接経費内訳書

(単位：円)

名 称	仕 様	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
1. 旅費交通費						
旅費交通費		式	1			
2. 電子成果品作成費						
電子成果品作成費		式	1			
3. その他						
印刷費（完成版地区割）	仕様：フルカラー、マットコート紙110kg/m2 形態：A1版両面（地図面/情報・学習面）	部	20,000			
印刷費（完成版全域）	仕様：フルカラー、マットコート紙110kg/m2 形態：A0版（地図面）	部	5			
合計金額(円)						

令和7年度 下関市高潮ハザードマップ作成業務特記仕様書

第1章 総 則

1 適用範囲

本仕様書は、「令和7年度 下関市高潮ハザードマップ作成業務」（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

2 業務目的

本業務は、平成27年5月の水防法の改正を踏まえ、山口県が作成した高潮浸水想定区域図等に基づき、避難方法等に係る情報を住民に分かりやすく提供し、円滑かつ迅速な避難の確保を促し、災害時の被害を最小限に留めることを目的として高潮ハザードマップを作成するものである。

なお、本業務の実施にあたっては、住民等の避難がより適切に行えるよう、住民目線に立ち、様々な表現手法の検討を行うものとする。

3 履行範囲

本業務の履行範囲は、以下のとおりとする。

対象範囲：下関市内日本海側沿岸（豊浦～豊北）

4 業務期間

本業務の業務期間は、契約締結日から令和8年3月27日までとする。

5 法令等

本業務は、本仕様書によるほか、以下の各種法令、手引き、ガイドライン及び計画図書等に準拠して遂行するものとする。ただし、重複する事項については、本仕様書によるものとする。

- ①災害対策基本法
- ②水防法
- ③海岸法
- ④河川法
- ⑤土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- ⑥水害ハザードマップ作成の手引き（平成28年4月 国土交通省水管理・国土保全局）
- ⑦土砂災害ハザードマップ作成ガイドライン（令和2年10月 国土交通省水管理・国土保全局）
- ⑧下関市地域防災計画
- ⑨山口県地域防災計画
- ⑩避難情報に関するガイドライン（令和3年5月 内閣府）
- ⑪避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月 内閣府）
- ⑫下関市契約規則
- ⑬下関市個人情報保護条例及び規則
- ⑭その他関連法令、技術基準等

6 秘密の保持

受注者は、本業務の遂行上知り得た内容について、第三者に漏洩してはならない。

7 疑義等の解決

本業務の実施にあたり本仕様書に記載のない事項または疑義が生じた場合は、受注者は速やかに発注者と協議し、その指示に従わなければならない。

なお、発注者が必要と認めるときは、作業内容の変更、又は中止を指示することがある。この場合の変更について、委託契約書に明記されていない場合は、発注者と受注者の協議により定めるものとする。なお、変更による必要な期間は別に定めるものとする。

8 管理技術者

管理技術者は本業務の技術上の管理及び成果品の品質確保を行うものとして、以下の資格を有することとする。

- ①技術士(河川、砂防及び海岸・海洋)又はR C C M(河川、砂防及び海岸・海洋)の資格を有する者
- ②「水害ハザードマップ作成の手引き(平成28年4月)」に準じたハザードマップの作成実績を有する者

9 照査技術者

照査技術者は本業務の技術上の成果品の品質確保を行うものとして、以下の資格を有することとする。

- ①技術士(河川、砂防及び海岸・海洋)又はR C C M(河川、砂防及び海岸・海洋)の資格を有する者
- ②「水害ハザードマップ作成の手引き(平成28年4月)」に準じたハザードマップの作成実績を有する者

10 資料の貸与

受注者は、発注者が保有する資料を借用する場合、発注者へ借用書を提出するものとし、発注者は借用書と引き換えに資料を貸与するものとする。

受注者は、貸与された資料を善良なる管理者の注意をもって使用するものとし、使用後は速やかに返還するものとする。

11 作業経過の報告・打合せ

本業務の実施期間中において、受注者は発注者と綿密な連絡を保ち業務を遂行しなければならない。

なお、打合せ内容について受注者はその都度報告書又は打合せ記録簿を作成し、発注者に提出するものとする。

また、打合せは、業務着手時、中間時2回、業務完了時の計4回を予定する。

12 損害の賠償

本業務遂行中に受注者が発注者並びに第三者に損害を与えた場合は、直ちに発注者にその状況及び内容を報告し、発注者の指示に従うものとする。損害賠償などの責任は受注者が負うものとする。

13 成果品の帰属

成果品はすべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なくこれを使用してはならない。

14 成果品の瑕疵

本業務完了後、成果品に瑕疵が発見された場合は、発注者の指示に従い必要な処理を受注者の負担において行うものとする。

第2章 業務内容

15 業務項目

本業務の項目は、以下のとおりとする。

- ①計画準備
- ②資料の収集・整理
- ③災害情報の整理
- ④避難情報の整理
 - 避難所の整理
 - 避難時の危険箇所の整理
 - 災害時要配慮者利用施設の把握
 - 避難情報の伝達方法の整理
 - 避難基準の設定
 - 避難対象地域の設定
- ⑤基本事項の検討
- ⑥浸水想定区域図の表示
- ⑦記載事項の検討
- ⑧高潮ハザードマップ原案の作成
- ⑨電子データ化
- ⑩高潮ハザードマップ印刷
- ⑪打合せ協議
- ⑫報告書作成

16 計画準備

本業務に関する契約図書、指示事項及び貸与資料を十分把握した上で、業務実施に当たっての技術的方針及び作業日程を検討し、業務計画書を立案、作成のうえ提出するものとする。

17 資料の収集・整理

本業務の実施にあたり、地域の現況把握のために必要となる以下の資料を収集・整理するものとする。

- ①国土地理院基盤地図情報
- ②下関市地形図（白地図レベル2,500、レベル10,000、GISデータ等）
- ③地区界、学区区界に関する資料
- ④高潮浸水想定区域図及び報告書（山口県所有データ）
- ⑤高潮浸水実績に関する資料（広報、被災写真等）

- ⑥土砂災害に関する資料
- ⑦避難所及び公共施設や防災関連施設に関する資料
- ⑧災害時要配慮者利用施設情報（位置、名称）
- ⑨住民への周知が必要と思われる危険箇所（アンダーパス、地下道等）に関する資料
- ⑩下関市地域防災計画
- ⑪山口県地域防災計画
- ⑫その他ハザードマップに記載すべき情報

18 災害情報の整理

山口県が公開する高潮浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の各種災害情報について、下関市地形図等を用いた調査を行い、範囲等の妥当性の確認を行ったうえで、高潮ハザードマップに表示する災害情報をGISデータとして整理するとともに、ハザードマップへ記載するものとする。

19 避難情報の整理

災害時に適切な避難を実施するための基礎資料として、浸水が予測される区域について、以下に示す避難情報を整理するものとする。

なお、避難情報を整理するにあたっては、本業務にて収集した各種防災情報をGISデータとして整理し、整理した情報については、地図を活用したビジュアル的にわかりやすい表現により、基礎資料として整理する。

①避難所の整理

高潮による被害の特性、施設の安全性、標高等を踏まえ、避難所の選定を行う。

②避難時の危険箇所の整理

浸水エリア、浸水実績、土砂災害の位置、アンダーパス等、収集・整理した資料をもとに、危険箇所を整理する。

③災害時要配慮者利用施設の把握

災害発生時、身体障害者、高齢者等は自力で避難が困難と考えるため、高潮浸水想定区域及び土砂災害等の影響を受ける可能性があるエリアにある施設の状況等を把握する。

④避難情報の伝達方法の整理

下関市地域防災計画における情報伝達経路を整理する。

⑤避難基準の設定

避難情報発令時の状況やその際に住民に求める行動を整理し、適切なタイミングでの避難行動に結びつくように設定する。

⑥避難対象地域の設定

確実な避難に向け、浸水想定の不確実性等を考慮したバッファゾーンを設け、浸水想定区域と合わせて避難対象地域として示すよう検討する。

⑦気象情報と避難情報の整理

気象台が発表する気象情報と本市が発令する避難情報との関係を整理する。

20 基本事項の検討

基本的な事項については、国が示す高潮ハザードマップの作成に関連するマニュアル等に基づくとともに、地域の特性を踏まえた検討を行い、ハザードマップに反映する。

なお、作成範囲としては、下関市内の高潮浸水被害の想定範囲を対象とし、体裁についてはA1ポスター形式を採用とする。

また、作成地区割については、川棚・黒井・室津地区、宇賀・小串地区、神玉・二見地区、神田・角島地区、栗野・阿川地区、また、縮尺については1/10,000を基本とするが、業務実施にあたり、発注者と協議のうえ決定するものとする。

21 浸水想定区域図の表示

平成27年5月の水防法の改正を踏まえ、山口県が新たに作成する高潮浸水想定区域図を高潮ハザードマップに表示し、GISデータとして整理する。

22 記載事項の検討

住民が災害時に円滑かつ迅速に避難するために必要な事項を検討する。なお、避難情報については、避難所や避難経路上の危険箇所等を整理する。

また、高潮ハザードマップの利用方法や高潮発生に関する情報、マイ・タイムラインの情報等を検討のうえ、発注者と協議し記載事項を決定する。

なお、ハザードマップの構成や地図面の表示手法等は、令和4年度作成の下関市高潮ハザードマップに準拠するものとする。

23 高潮ハザードマップ原案の作成

前述までの事項に基づき、発注者と協議のうえ、記載事項や表現方法の最終方針を確定し、高潮ハザードマップの原案データを作成するものとする。

①ハザードマップの紙面構成

○規格：A1版、両面フルカラー（表面/地図面、裏面/情報・学習面）

○縮尺：1/10,000程度

○原案枚数：5枚程度

縮尺及び原案枚数については、発注者と協議のうえ決定するものとする。

また、ハザードマップ原案の地図面を基に「下関市高潮ハザードマップ全域図」（A0版）の作成を行うものとし、全域図の作成にあたっては、対象区域がA0版に収まる縮尺とする。

②データ形式

イラストレータ（Ai形式）とする。

③掲載する防災関連情報

ハザードマップに掲載する防災関連情報は、災害情報、避難情報、過去に浸水のあった浸水実績、災害学習情報等を基本とし、詳細は、発注者と協議のうえ、決定するものとする。また、ハザードマップに記載する避難所の表示は、JISやISOにおいて規格化された防災に関するピクトグラム（図記号）を採用するものとする。

24 電子データ化

高潮ハザードマップを地理情報標準プロファイルに準拠したうえで、GISデータにて整理・作成するものとし、また、GISデータについては、汎用性の高いShape形式のデータによる作成を基本とする。

高潮ハザードマップを下関市ホームページ等に搭載するため、ホームページ用データ（PDF形式）を作成するものとする。

高潮ハザードマップ原案データのGISデータの品質確認は、空間情報総括監理技術資格者が照査したうえで納品すること。

25 高潮ハザードマップ印刷

高潮ハザードマップ原案データに基づき、以下のとおり、地域住民等への配布用ハザードマップの印刷を行うものとする。

①マップ形態

○地区割版…A1版両面（地図面、情報・学習面）原案5枚程度、A4仕上がり

○全域版…A0版（地図面）原案1枚、A4仕上

②印刷仕様…フルカラー、マットコート紙 110kg/m²

③印刷部数

○完成版 下関市高潮ハザードマップ 地区割版 合計 20,000部

○完成版 下関市高潮ハザードマップ 全域版 5部

26 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時、中間時（2回）、成果品納入時の計4回行うが、業務着手時及び成果品納入時は管理技術者が立ち会うものとする。

また、業務遂行上、打合せが必要と判断した場合は、受注者は発注者と密に連絡を取り、適宜打合せを行う。

なお、打合せ後は、速やかに議事録を作成し、内容について相互に確認する。

27 報告書作成

本業務による「資料収集整理」から「住民配布用資料等の印刷」までの内容について、わかりやすく報告書としてとりまとめるものとする。

また、それらの内容を電子データとしてとりまとめ、CD-R等の電子媒体を作成するものとする。

第3章 成果品

28 成果品

本業務で納入すべき成果品は、以下のとおりとする。なお、電子成果品の提出にあたっては、ウイルス対策を実施したうえで、提出を行うものとする。

①業務報告書（チューブファイルA4版） 5部

②下関市高潮ハザードマップ地区割版（フルカラーA1版 蛇腹折A4仕上） 20,000部

③下関市高潮ハザードマップ 全域版（フルカラーA0版） 5部

④電子データ（CD-R等） 5部

○印刷用データ（Ai形式）

○ホームページ公開用データ（PDF形式）

○GISデータ（shape形式）

⑤打合せ記録簿 1式

⑥その他発注者と受注者との協議により決定したもの 1式

第4章 その他

29 その他

- (1) 本業務のうち、しものせきエコマネジメントプランに基づく環境に関する特記事項は、別紙①「特記仕様書（環境編簡易）」のとおりとする。
- (2) 本業務のうち、下関市暴力団排除条例による措置については、別紙②「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」とおりとする。

特記仕様書（環境編簡易）

下関市（以下「甲」という。）は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、甲の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取組には受注者（以下「乙」という。）の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、乙は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

1 環境関連法令について

乙は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

2 事故発生時の対応

乙は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

3 苦情発生時の対応

乙は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

4 配慮事項

乙は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- (1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するようできる限りエコドライブを励行すること。
- (2) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。
- (3) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- (4) 環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- (5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- (6) リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
- (7) 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- (8) 業務の実施箇所周辺的环境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 下関市（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）は、下関市暴力団排除条例第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に

該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約の規定による。

(関係機関への照会等)

第3条 甲は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、乙に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、乙が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

(契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置)

第4条 乙は、自ら又はこの契約の下請若しくは受託をさせた者(この条において「下請事業者等」という。)が、暴力団又は暴力団員から、この契約の適正な履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2 甲、乙及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、この契約の履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。